

法務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
101	B 地方に対する規制緩和	その他	登記所の各種証明発行業務(以後、特定業務)の市の窓口での実施	現在、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(以後、公サ法)により包括的民間委託が実施されているため、市が直接、業務をすることはできないという回答であった。市は、公共サービス全般について、市民の平等性に配慮して、効率化を図っている。そのため、自治体が「直接」当該業務を行うことができない。そこで、この法律を改正し、市の窓口で登記所の特定業務を行えるようにしていただきたい。	現在、市民の中には片道60kmを超える道のりとなっている者もいるが、市役所で取り扱うことができる。30km程度に抑えられ、大幅に利便性が向上する。また、市が行うことにより、人件費が抑えられ、財政面においても市の負担は減ると考えられる。さらに、市の窓口で証明発行が可能となれば、他業務とのワントップサービスが可能となり、市民と一緒にとなった行政運営がさらに発展する。	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第33条の2	総務省、法務省	新見市	-	-	
173	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	所有者等が不存在の空家等の跡地処分における手続きの簡素化	【現状】所有者等が不存在の空家等を略式代執行による方法で跡地処分にすることで、略式代執行を行った後、不動産登簿情報等によると、当該空家を略式代執行により解消することができる。一方、空家等を用意するための手続を終了した後、所有者等が存在しない場合は、相続財産管理人を選任することができる。國又は略式代執行を行った後、跡地処分についての規定がない。そのため、民法第951条から第959条までの規定に従い、相続財産管理人の選任を申し立て、特別縛約等の検索の後、国庫に帰属させる等一般法の規定に服することになる。 【支障事例】少子高齢化の進展に伴い、所有者のいない不動産が増加することが見込まれる中、跡地処分に当たって、相続財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の手間と費用が発生すること、手続の開始から国庫への帰属までの期間が長期に及ぶこと等が、空家問題の簡易迅速な解決への支障となっている。洲本市では、危険な空家の略式代執行を行ったが、跡地処分については相続財産管理人の選任等に費用がかかるうえ、1年以上の期間を要することから二の足を踏んでいた。	相続財産管理制度にとらわれない円滑な相続財産の国又は略式代執行を行った地方公共団体への帰属手続を確立することにより、空家除却後の跡地の適正管理や有効利用に資するものである。	民法第239条第2項 民法第591条(残余財産の国庫への帰属) (空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項(略式代執行))	総務省、法務省、国土交通省	兵庫県、洲本市、和歌山県、徳島県、滋賀県、京都市、伊豆の国市、八戸市、門真市、延岡市	日高市、練馬区、横浜市、豊沢市、東京都、伊豆の国市、八戸市、門真市、延岡市	O 高齢化の進展、人口減少に伴い、本市においても相続放棄され、所有者不存在となる土地、戸籍が増加しつつある。所有者不在となる場合に、安定期した税金が見込みたる資本額を算出し、深刻な影響を及ぼす。 O 所有者不在となる場合に、税金の支払等に相当の手間と費用が発生することになり、急に対応する必要があるが、現行では、相続財産管理制度等や報酬の支払等に相当の手間と費用が発生することなく、相続の開始から国庫への期間が長期に及ぶこと等から迅速への支障となっている。 O 所有者不存在となる場合に、相続財産管理制度による手続を確立することで、資産価値を失つてある財産の有効活用が可能となる。 O 所有者等が不存在の空家について、相続財産管理制度を利用し、建物及び跡地処分を行った事例あり。弁護士との調査結果等の跡地等の問題を解決するのに相当の時間がかかった。跡地の購入者が見つかったため決済に至ったが、見つからずの場合は、同様の支障が生じる恐れがある。 O 所有者等が不存在の空家について、相続財産管理制度により解消するのではなく、開連する問題として、空家等対策特措法第14条第10項(略式代執行)による。 O 所有者等が不存在の空家について、相続財産管理制度による手続を確立するには、市として略式代執行を導入するが、危険な建物を取り扱うとしても、当該土地の所有者等の問題は開連する問題として、空家等対策特措法第14条第10項(略式代執行)による。 O 本市では、危険な空家の略式代執行を行ったが、跡地の所有者等が見つからずのため、相続の問題が発生している。また既選定の物件は所有者がないため、特例措置法の対象とはならず、本市の条例に基づいて勘定を行っているが、状況の変化で定期的に確認する手順が出来ない状態である。その上で、特例措置法や条例以外の法による措置を考えた場合、民法に基づいて、相続財産管理制度の上、国庫帰属の手續を経る事などが、隣家と切り離して、所有者の権利を尊重するうえで、問題が発生する。國庫あり、実質所有権としては隣家が所有するものになってしまっている。ただし、隣家の所有者が隣家の意見がある場合、地区での集会所を利用などの意見がある場合は、地方自治体へ連絡し、放置を行なう方が有効の場合があると考える。 O 本市においても、所有者等が失効し、行方不明に陥っている危険空家等の対応に苦慮している案件があるほか、現行の制度では、所有者等が存在する場合に、手続が複雑化する傾向にある。そのため、現行の制度では、所有者等が存在する場合に、所有者等が存続しない危険空き家等が増加し、必然的に略式代執行による条件を満たしていくことが想定されるが、除却後の跡地の処分について、財産管理制度では、その費用負担や財産管理制度化などの課題があり、市が直面かつて容易に跡地空き家を解消することが困難になっている。このため、略式代執行後の跡地について、財産管理制度を選任するうえでなく、国又は当該略式代執行を行った地方公共団体に帰属させることができよう家の問題が発生する。 O 例えば、土地と建物の所有者が異なる場合も、地区での集会所を利用などの意見がある場合は、地方自治体へ連絡し、放置を行なう方が有効の場合があると考える。 O 本市においても、所有者等が失効し、行方不明に陥っている危険空家等の対応に苦慮している案件があるほか、現行の制度では、所有者等が存在する場合に、手続が複雑化する傾向にある。そのため、現行の制度では、所有者等が存在する場合に、所有者等が存続しない危険空き家等が増加し、必然的に略式代執行による条件を満たしていくことが想定されるが、除却後の跡地の処分について、財産管理制度では、その費用負担や財産管理制度化などの課題があり、市が直面かつて容易に跡地空き家を解消することが困難になっている。このため、略式代執行後の跡地について、財産管理制度を選任するうえでなく、国又は当該略式代執行を行った地方公共団体に帰属させることができよう家の問題が発生する。 O 所有者等が特定できないに、措置ではない。市で実行するに土地をまだ、資金をまだ出ししているなどの市負担にならぬため、対応できていない。相続の全額が放棄の意思表示を示している系が既に既定しておらず、その対応に苦慮している。建物が既に既定したとして土地の処分に時間と費用がかかり状況では、除去等の執りを決定する際に躊躇になる。 O 所有者等が不存在の空家について、相続財産管理制度を利用し、建物及び跡地処分を行った事例あり。弁護士との調査、熟慮の結果等の問題を解決するのに相当の時間がかかるが、跡地の購入者が見つかったため解決に至ったが、見つからない場合の双方の支援が生じる恐れがある。	
253	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	区画整理事業における境界特定制度の活用に関する規制緩和	区画整理法における換地処分に関する、特にとして自治体を筆頭とする特定制度の申請人であるよう、申請人の範囲を広げ、制度を適用しやすくする。	区画整理事業において、隣接土地所有者との境界が確定できないことにより、換地処分ができないケースがある。 境界確定については、不動産登記法の境界特定制度により解決を図る手段がある。その適用で解決を図りたいが、同法第13条の規定により、境界特定の申請人は、登記名義人に限られ、区画整理の施行者である市は申請人になり得ない。 そこで区画整理法第107条第4項の特例として、区画整理事業での換地計画、換地処分において必要となった場合は、自治体を申請人とできる特例を定めていただきたい。	区画整理事業において境界確定の必要となった事業に対し、筆界特定制度を活用することで、境界のトラブル解決できる。その結果、換地処分、登記を円滑に進め、事業の進捗を図ることができる。	区画整理法第107条、不動産登記法第131条	法務省、国土交通省	豊田市	小山市、埼玉県、日高市	○ 境界立会に非協力者がいる場合、その隣接所有者の境界も確定しない、そのため、協力的な隣地権者の用地買収を行えない現状である。 現在、筆界特定を申請する者は、土地の所有権登記名義人等に限られている。土地の所有権登記名義人等から、申請する権利を認められない場合、筆界特定の申請を認めない。そのため、公共事業においては、公共事業の施行者が筆界特定を申請可能などにより、制度の促進、円滑な道路整備、公共事業の推進を図ることが可能である。 ○ 組合施行の区画整理事業において、区画整理事業の地区界にかかる土地所有者が境界立会に応じないため、地区界が確定出来ず、今後予定される換地処分に支障をきたすことが想定されるケースがある。これらの地区界においては、地区の所有者が既に既定したとして土地の処分に時間と費用がかかり状況では、除去等の執りを決定する際に躊躇になる。 ○ 地域の所有者が隣接する他の所有者と協議して、区画整理事業での換地計画、換地処分において必要となった場合は、組合や自治体を申請人とできる特例を定めていただきたい。

提案区分			提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)		根拠法令等	制度の所管・関係府省局	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
区分	分野	支障事例										
270	B 地方に対する規制緩和	その他	戸籍事務の窓口業務における「公権力の行使による当たる業務の取扱いの見直し	戸籍事務の窓口業務に関して、民間事業者に委託することができる業務の範囲を明確に定め、民間事業者に委託することができる業務の範囲についての業務を検討することとし、その結果、業務の細分化を行わざるを得なくなったり、効率的な業務運営に支障が生じている。	自治体職員が行わなければならない業務と、民間事業者に委託することができる、効率的な業務運営が可能となる。	戸籍事務は民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について平成25年3月28日付法務省第一第31号 法務省民事局民事第一課長通知	総務省、法務省	特別区長会	小山市、安曇野市、長野市、久留米市、五島市	○戸籍業務に関する「審査入力の確定ボタンの押下」(証明書の全件確認)、あらゆる業務において、部分的に自治体職員が担当へきとされている。当面においては、民間事業者への委託は検討中の業務であるが、こうした拘束される形態で、戸籍業務は現在は上位機関と協調して実施が行われて自治体と民間事業者双方にとって最も効率的かつ公平に切り分けるできるレベルでの指針が示されなければ、民間事業者への委託は実質的に困難と言わざるを得ない。		
286	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士登録の取り消しに係る国際機関からの円滑な情報提供	児童福祉法第18条の19等の規定により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は假りに執行を受けたことによって日本から赴任する1年未満の者等について、保育士登録を取り消すことができている。	【支障事例】 児童福祉法第18条の19に、本県の保育士登録者が逮捕される事案が発生した。今後、起訴され、裁判により刑が確定すれば、保育士登録を取り消す必要があるため、各都道府県の保育士登録情報と共有し、児童福祉法第18条の5第2号及び第3号に規定する刑が確定した場合に速やかに該当都道府県に情報提供をするなど、国の関係機関からの円滑な情報提供が可能となる仕組みを構築することとする。 しかし、刑の確定情報を速やかに提供されなければ、遅延で保育士登録の取り消し等の事務ができない。 このため、国の関係機関からの円滑な情報提供に係る仕組みの構築を求める。	【制度改正の必要性】 児童福祉法第18条の5及び19 児童福祉法施行令第19条 児童福祉法施行規則第6条の35	法務省、厚生労働省	広島県、中國地方知事会、宮城県、福島県、三重県	神奈川県	○同様の事例があったが、東京府や横浜市から直接、刑がかかる旨をもつており、保育士登録の取り消し等を主にしたことある。 ○保育士登録にあつては、指定保育士養成施設を卒業した後には申請時点の居住地県、保育士試験に合格した場合には合格証書を交付した都道府県が登録申請先の都道府県と定められている。一方、登録後の保育士は全国で就寝に携わることができることから、資格取得後の居住地は、必ずしも保育士登録を行った都道府県とのことであり、登録地と実際の就寝地が異なる場合、登録料金の返還が発生する可能性がある。 ○本県でも、登録料を取扱さなければならない事について、関係機関から情報が漏れていれば速やかに登録料を取消すことができた事例があつた。関係機関との情報共有の仕組みを作ることは大家有益であると考える。		
114	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	死亡した生活保護受給者の遺留金品の生活保護債権への充当	死亡した生活保護受給者の遺留金品を生活保護債権(生活保護費として支給したものに相当する預入金・法第63条返済料・法第8条微収金)へ充当することができる。生活保護法第22条第2項の規定により、家庭裁判所に對し相続財産管理人の選任を申立てることとなる。	相続人がいないから生活保護受給者が死亡し、自治体が遺留金品や残余財産の取扱いについての事務負担軽減を図ることができるものである。 また、残余財産については検察官の請求により速やかに手続きが行われることで、最終的に国庫に帰属できることが可能となる。	生活保護法第76条 生活保護法施行規則第22条	法務省、厚生労働省	千葉市	旭川市、鹿児島市、秩父市、名古屋市、春日井市、城陽市、藤沢市、茨木市、寝屋川市、加古川市、大村市、仙市	○単身の生活保護受給者が死亡した場合、死亡月分の扶助費のうち、直前まで月末までの扶助費を日割計算して支給する権利が有るが、自治体が有する死亡した生活保護受給者に対する扶助費は少額であることが多い。相続財産管理人の選任には高額な予納金が必要となるため、相続者である自治体が法律上より負担しての手続料にかかるべき扶助費は高額である。 ○当時においても、扶助料金のうちの扶助料金を支給する相続財産管理人の選任料金が問題となっていた。扶助料金は扶助料金が扶助料金と並んであることを強調する形で扶助料金を扶助料金と呼ぶことから、扶助料金のうえ現状であれば、当該費用に充てることはできるが、金融機関がこれらを扶助料金と呼んでいたことから誤解されたので数年に亘るおぶふれが生じた。また、本法が施行された際に扶助料金を扶助料金と呼ぶことによって、扶助料金を扶助料金と呼ぶことの誤解が生じた。 ○扶助料金のうち現状であれば、扶助料金を扶助料金と呼ぶことによって、扶助料金を扶助料金と呼ぶことの誤解が生じた。また、本法が施行された際に扶助料金を扶助料金と呼ぶことによって、扶助料金を扶助料金と呼ぶことの誤解が生じた。また、扶助料金は扶助料金を扶助料金と呼ぶことによって、扶助料金を扶助料金と呼ぶことの誤解が生じた。 ○扶助料金のうち現状であれば、扶助料金を扶助料金と呼ぶことによって、扶助料金を扶助料金と呼ぶことの誤解が生じた。また、扶助料金は扶助料金を扶助料金と呼ぶことによって、扶助料金を扶助料金と呼ぶことの誤解が生じた。 ○扶助料金のうち現状であれば、扶助料金を扶助料金と呼ぶことによって、扶助料金を扶助料金と呼ぶことの誤解が生じた。また、扶助料金は扶助料金を扶助料金と呼ぶことによって、扶助料金を扶助料金と呼ぶことの誤解が生じた。 ○扶助料金のうち現状であれば、扶助料金を扶助料金と呼ぶことによって、扶助料金を扶助料金と呼ぶことの誤解が生じた。また、扶助料金は扶助料金を扶助料金と呼ぶことによって、扶助料金を扶助料金と呼ぶことの誤解が生じた。 ○扶助料金のうち現状であれば、扶助料金を扶助料金と呼ぶことによって、扶助料金を扶助料金と呼ぶことの誤解が生じた。また、扶助料金は扶助料金を扶助料金と呼ぶことによって、扶助料金を扶助料金と呼ぶことの誤解が生じた。		